

年に一度、必ず健診を受けましょう

特定健診は、受診日時点で40歳～74歳の国民健康保険に加入している人を対象とした無料の健康診断です。



特定健診

受診券を5月中旬に送付します。受診の際は、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。受診券が届いても、その後就職などで社会保険に切り替わった場合は、受診することができません。その際は、職場での健康診断を受診してください。

また、4月1日以降に国保に加入し、健診を希望する人には、受診券を送付しますので、すこやか子育て課（☎30・0119）までご連絡ください。

なお、日程が変更・中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

健診内容

- ①身体測定（身長、体重、腹囲測定）
- ②尿検査
- ③血圧測定
- ④血液検査（脂質、血糖値、肝機能、腎機能、貧血）
- ⑤医師による診察
- ⑥心電図

集団健診

医療機関で行う健診のほかに、福祉保健センターなどで行う集団健診があります。

集団健診は、肺がん検診や大腸がん検診と併せて受診できる日がありますので、こちらもご利用ください。

7月の集団健診（日時／場所）

- ・6日（日）八幡平市民センター
 - ・13日（金）尾去沢市民センター
- ※受け付けは13時30分～14時30分です。

後期高齢者健康診査

75歳以上の人（または65歳以上で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人）の健康診査を、7月から市内医療機関で実施します。受診券は6月下旬に送付しますので、受診の際は受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

市民課 国保医療班
☎30・0222

受診券（左：表、右：裏）

この封筒が届いたら、受診券が入っていますので、必ず中身を確認しましょう。

特定健診受診券在中

市内特別郵便

9,000円相当の健診が**無料**で受診できます！

鹿角市 すこやか子育て課 健康づくり班 市民課 国保医療班
〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字下花輪50番地 ☎0186-30-0119 FAX 0186-30-1257
〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字旭田4番地1 ☎0186-30-0222 FAX 0186-22-2042
https://www.city.kazuno.akita.jp/

納付方法

■普通徴収

年額を7月から2月の8回に分けて納付していただきます。口座振替の人は、各納期限の日に口座から引き落としになります。

■特別徴収

年額を年6回の年金支給の都度、年金からの天引きで納付していただきます。特別徴収の対象者は、以下の要件をすべて満たしている人です。

- ・世帯主が国保に加入している
- ・世帯主が今年度中に75歳にならない
- ・国保加入者全員が65歳以上75歳未満である
- ・世帯主が年額18万円以上年金を受給している
- ・介護保険料と国保税の合算額が年金受給額の2分の1を超えない
- ・介護保険料が特別徴収されている

納付方法の変更

次の要件をすべて満たしている人に限り、特別徴収（年金天引き）から普通徴収（口座振替のみ）に変更できます。変更を希望する人は、税務課課税班（☎30-0213）に申請してください。申請が認められた場合、2～4カ月後の年金支給分から、納付方法が変更されます。

■普通徴収への切替要件

- ①口座振替で納付できる
 - ②過去2年間で国民健康保険税の未納がない
- ※上記①②の両方を満たす必要があります。

■申請に必要なもの 被保険者証

※口座振替を申し込んでいない人は、口座振替の申し込み後に、①②いずれかの書類も併せてご持参ください。

- ①口座振替依頼書の本人控え（金融機関窓口へ口座振替依頼書を提出した人）
- ②受付結果のプリントアウト（インターネットの鹿角市 Web 口座振替受付サービスで手続きした人）

国民健康保険税のお知らせ

税務課 課税班 ☎30-0213

課税限度額

国民健康保険税の税額は、医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの合計です。令和5年度の課税限度額は次の通りです。

項目	課税限度額
医療給付費分	65万円
後期高齢者支援金分	22万円 ※改正前 20万円
介護納付金分	17万円

軽減制度

前年中の所得合計額※が一定基準額以下の場合、均等割額と平等割額を減額する軽減制度があります。令和5年度の軽減判定基準は次の通りです。

未就学児の国民健康保険税の均等割額は、さらに2分の1に軽減されます。

軽減率	軽減判定基準額
7割軽減	43万円 + 10万円×（給与所得者などの数－1）
5割軽減	43万円 + 29万円×被保険者数※ + 10万円×（給与所得者などの数－1）
2割軽減	43万円 + 53万5千円×被保険者数※ + 10万円×（給与所得者などの数－1）

※1 世帯主と世帯内の被保険者の合計所得金額（所得の種類によって算出方法は異なります。）

※2 同じ世帯の方で、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人も含まれます。